

がん診療連携拠点病院機能強化事業等

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がん診療連携拠点病院機能強化事業等

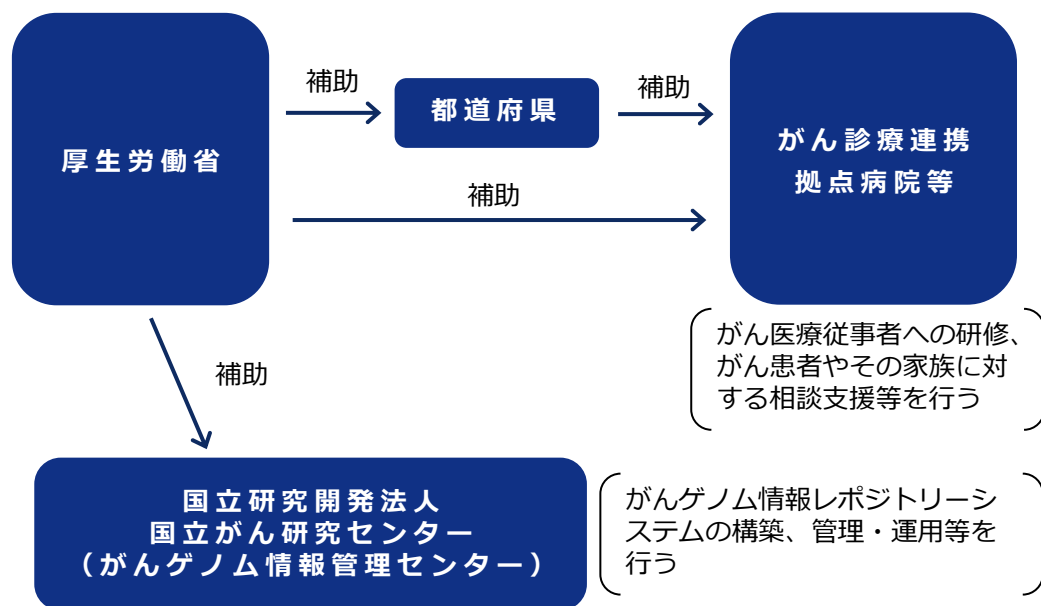
令和5年度当初予算額 60.5億円 (60.7億円) ※ ()内は前年度当初予算額

令和4年度補正予算額 5.4億円

1 事業の目的

厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院等において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療等の提供体制を確立することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○がん診療連携拠点病院機能強化事業費

- ・実施主体：
がん診療連携拠点病院
小児がん中央機関
小児がん拠点病院
がんゲノム医療中核拠点病院
がんゲノム医療拠点病院 等
- ・補助率：1/2、10/10

○がんゲノム情報管理センター事業費

- ・実施主体：
国立研究開発法人
国立がん研究センター
(がんゲノム情報管理センター)
- ・補助率：10/10

がん診療連携拠点病院機能強化事業費（全体）

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（令和4年8月1日健発0801第16号健康局長通知の別添）等に基づき、厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院等において、医療従事者の養成、相談支援、普及啓発等の事業を実施し、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療等の提供体制を確立することを目的とする。

事業名	R5予算額	事業内容
がん診療連携拠点病院機能強化事業	36億円	都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、普及啓発・情報提供等を実施する。
小児がん中央機関機能強化事業	0.6億円	小児がん中央機関において、小児がん拠点病院への支援や小児がん患者や経験者等の発達段階に応じた長期的な相談支援体制の構築等を実施する。
小児がん拠点病院機能強化事業	3.2億円	小児がん拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、プレイルールの運営等を実施する。
がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	10億円	がんゲノム中核拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院において、がんゲノム医療に関する支援、体制整備、医療従事者の養成等を実施する。
希少がん中央機関機能強化事業	0.7億円	希少がん中央機関機能強化事業（国立がん研究センター）において、希少がん対策ワーキンググループの運営、病理コンサルテーションの充実、希少がんに関する情報提供、希少がんホットラインによる相談支援等を実施する。

がんゲノム情報管理センター事業費

令和5年度当初予算額 10億円 (10億円) ※ ()内は前年度当初予算額

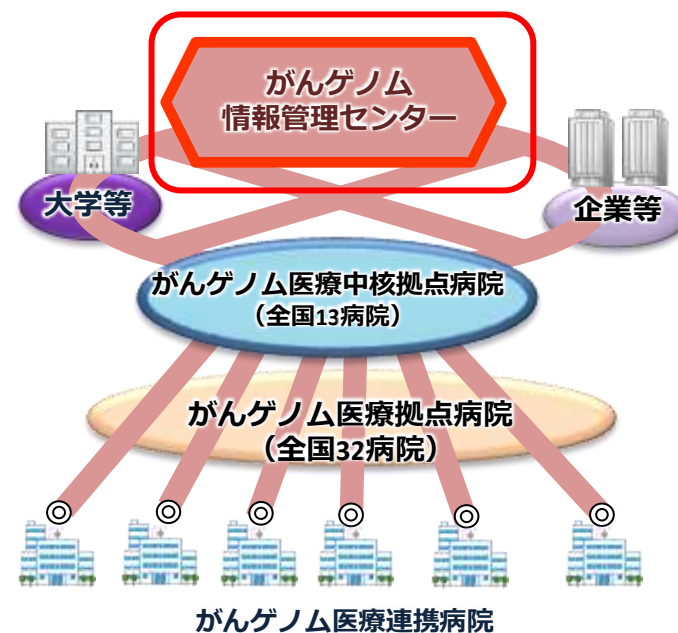
令和4年度補正予算額 5.4億円

1 背景

がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会報告書（平成29年6月）において「がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るためには、がんゲノム医療・研究のマスターデータベースである「がんゲノム情報レポジトリ（仮称）」を構築し、管理・運営する機関として「がんゲノム情報管理センター（仮称）」を新たに設置する必要がある。」と提言されたことを踏まえ、平成30年4月から、国立がん研究センターにおいて、がんゲノム情報レポジトリシステムの構築を開始し、同年6月に同センターに「がんゲノム情報管理センター」を設置し、当該システムの管理・運営を行っている。

2 事業の概要

- ① がんゲノム情報レポジトリシステムの構築等
がんゲノム情報の集約・管理・利活用を図るため、がんゲノム医療中核拠点病院等から提供されるゲノム関連情報（パネル検査結果、臨床情報、治験情報等）を集約化した「がんゲノム医療・研究のマスターデータベース（がんゲノム情報レポジトリシステム）」を構築し、その管理・運営を行う。
- ② がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議
がんゲノム情報管理センター及びがんゲノム医療中核拠点病院の連携・協働に係る課題やがんゲノム医療に係る取り組みの推進状況等について検討を実施。
- ③ 情報利活用審査会
がんゲノム情報センターにおいて、情報利活用審査会の設置・運営を行う。



論点と見直しの方向性①

論点①

現行の成果指標である「がんの年齢調整死亡率」及び「仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合」については、がん医療の提供や相談支援等の体制が充実することによる長期的な成果を測りうる指標ではあるものの、本事業の成果をより適切に評価するためには、がん患者が本事業の実施による効果をどの程度実感できているかといった視点を十分踏まえた成果指標を設定する必要があるのではないかと。

<成果目標及び成果実績>

成果目標及び成果実績①-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 5年度
	がんの年齢調整死亡率(75歳未満)を前年度以下へ減少		がんの年齢調整死亡率 [[観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率]×[基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口]]の各年齢(年齢階級)の総和 / 基準人口集団の総人口	成果実績	人口10万対	69.6	67.4	-
目標値				人口10万対	70	69.6	67.4	-
達成度				%	99.4	96.8	-	-
成果目標及び成果実績②-3 (長期アウトカム)	成果目標	定量的な成果指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度 7年度
	仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合を40%	仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合 ※令和元年度:37.1%	成果実績	%	-	-	-	-
目標値			%	-	-	-	40	
達成度			%	-	-	-	-	

※出典：がんの年齢調整死亡率…人口動態統計／仕事と治療の両立ができる環境と思う人の割合…世論調査

論点と見直しの方向性①

本事業の実施状況①

現在、厚生労働大臣が指定した**全国のがん診療連携拠点病院等**において、**がん死亡率の減少**や**仕事と治療の両立**に向けて、以下の事業を実施している。

<実施事業>

- ・がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する**医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修**
- ・がん診療連携拠点病院間の密接な連携等を図るための「**都道府県がん診療連携協議会**」の**設置・運営**
- ・**がん相談支援センターを設置**し、がん患者や家族が持つ**医療や就労等の課題に関する相談支援**の実施
- ・その他（緩和ケアの推進、診断等支援、病理コンサルテーションの実施、普及啓発・情報提供 等）

【事業内容と現在の成果目標との関係】



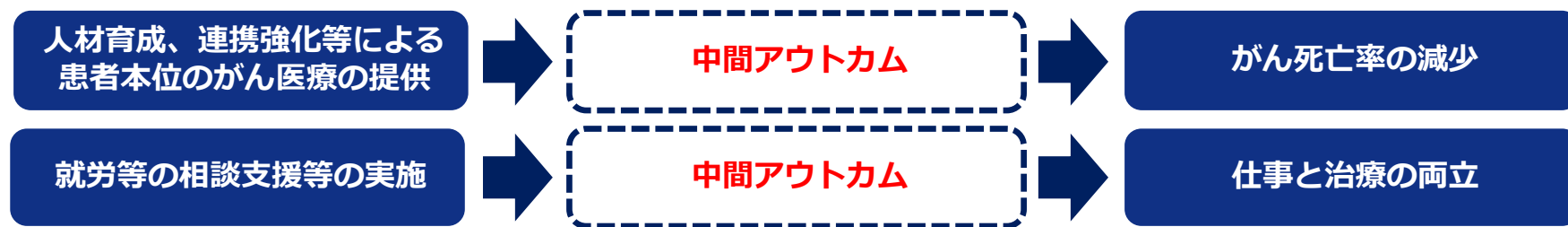
※ 現在の成果目標は、**本事業における長期的な目標のみ**が置かれている状況。

論点と見直しの方向性①

見直しの方向性①

- 本事業の実施により、長期的には「がん死亡率の減少」、「仕事と治療の両立」への効果が期待できるが、本事業の効果をより適切に評価するためには、長期アウトカムの設定に加え、**本事業の効果が長期アウトカムにどれだけ寄与しているかを示す中間アウトカムの設定**が必要であると考えられる。
- また、質の高いがん医療や就労支援等の提供体制の整備は**専らがん患者のために行われるもの**であることから、**がん患者が本事業の実施による効果をどの程度実感できているかといった視点**を十分踏まえた成果指標を設定し、**本事業の効果をより適切に評価**できるよう見直しを検討する。

【中間アウトカム設定のイメージ】



※**支援を実際に受けるがん患者の声をがん対策に反映**できるよう**適切な中間アウトカムを設定**

(注) 現在、**がん患者当事者も参画するがん対策推進協議会**において、令和5年3月に閣議決定された**がん対策推進基本計画**における各施策に係る**ロジックモデルを策定**すべく検討を行っているところであり、本年夏頃を目途に結論を得る予定。

中間アウトカム設定にあたっての参考データ集

<医療の提供関係>

		出典
がん診療連携拠点病院等での初回治療開始割合	52.7%	院内がん登録（2018）
確定診断から治療開始までが1ヶ月未満の人	62.2%（成人） 80.6%（小児）	患者体験調査（2018） 小児患者体験調査（2019）
緩和ケア研修会の修了者数（医師・医師以外）	157,715人	緩和ケア研修等事業（2021）
1拠点病院あたりの地域連携推進のための多施設合同会議の平均開催数	5.5回	現況報告（2018）
がん治療決定までに医療スタッフから治療に関する十分な情報を得られた患者の割合	75.0%	患者体験調査（2018）
専門的な医療を受けられたと思う患者の割合	78.7%	患者体験調査（2018）
今回受けたがんの診断・治療全般の総合的評価（0～10点）	7.9点	患者体験調査（2018）

<就労等の相談支援等関係>

		出典
がん相談支援センター/相談支援センターについて知っているがん患者・家族の割合	66.4%（成人） 66.4%（小児）	患者体験調査（2018） 小児患者体験調査（2019）
がん診断から治療開始前に病気や療養生活について相談できたと感じるがん患者の割合	76.3%	患者体験調査（2018）
① がん治療のために退職・廃業した人の割合 ② ①のうち、再就職・復業の希望はあるが現時点では無職である人の割合	①19.8% ②22.5%	患者体験調査（2018）

論点と見直しの方向性②

論点②

がんに関する普及啓発については、各地域の「がん診療連携拠点病院」等が地域住民等に対し、様々な取組を行っているが、より効果的・効率的な手法がないか検討する必要があるのではないかと。

本事業の実施状況②

現在、各地域の拠点病院等において、様々な普及啓発事業が展開されている。

＜普及啓発事業の例＞

- ・リーフレット、ポスターの作成
- ・がん患者やその家族、地域住民を対象とした公開講座
- ・がん情報を掲載したHPの整備
- ・地域の学校におけるがん教育出張講座

見直しの方向性②

例えば、他の拠点病院等で行われている地域の実情に応じた効果的な普及啓発手法を自施設にも取り入れることや、近隣の拠点病院間で連携して広域的に普及啓発を実施すること等により、より効果的・効率的な普及啓発の実施が可能になると考えられる。

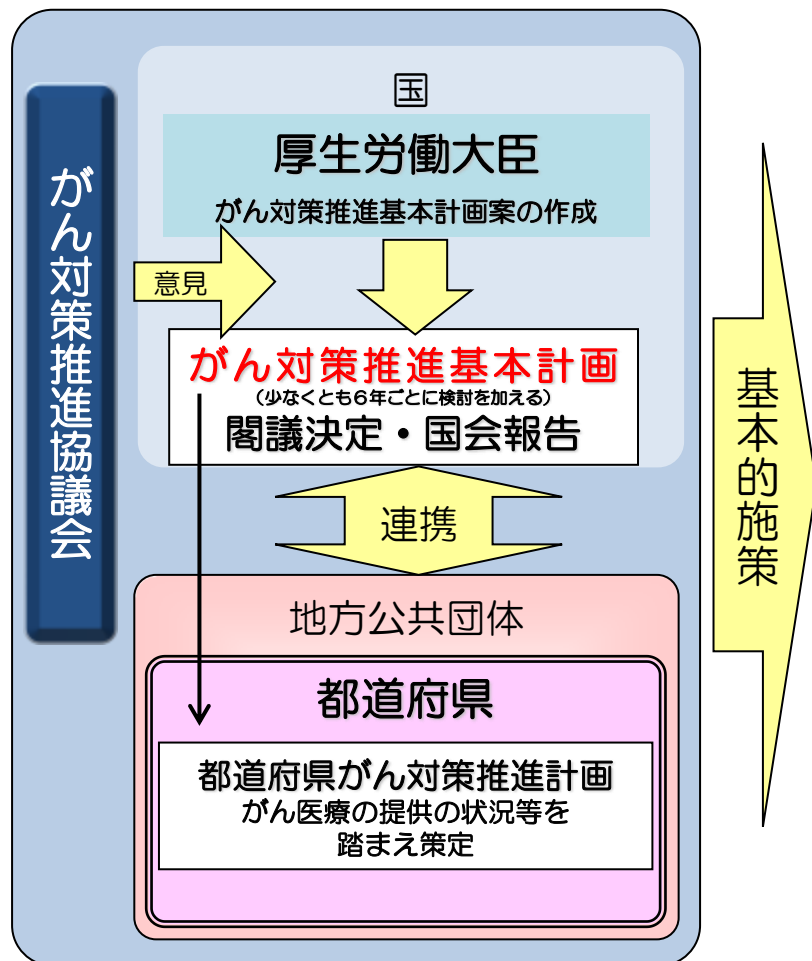
このため、全国の拠点病院が集まる会議の場などで他の拠点病院の取組みを紹介する機会を設けること等を検討する。

參考資料

がん対策基本法（平成18年法律第98号）

（平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行）

がん対策を総合的かつ計画的に推進



第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

基本的施策

国

民

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）概要

第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」

「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

1. がん予防

- がんの1次予防
 - 生活習慣について
 - 感染症対策について
- がんの2次予防（がん検診）
 - 受診率向上対策について
 - がん検診の精度管理等について
 - 科学的根拠に基づくがん検診の実施について

「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

2. がん医療

- がん医療提供体制等
 - 医療提供体制の均てん化・集約化について
 - がんゲノム医療について
 - 手術療法・放射線療法・薬物療法について
 - チーム医療の推進について
 - がんのリハビリテーションについて
 - 支持療法の推進について
 - がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
 - 妊孕性温存療法について
- 希少がん及び難治性がん対策
- 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 高齢者のがん対策
- 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

3. がんとの共生

- 相談支援及び情報提供
 - 相談支援について
 - 情報提供について
- 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
 - 就労支援について
 - アピアランスケアについて
 - がん診断後の自殺対策について
 - その他の社会的な問題について
- ライフステージに応じた療養環境への支援
 - 小児・AYA世代について
 - 高齢者について

4. これらを支える基盤

- 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 人材育成の強化
- がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- がん登録の利活用の推進
- 患者・市民参画の推進
- デジタル化の推進

第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 感染症発生・まん延時や災害時を見据えた対策
- 都道府県による計画の策定
- 国民の努力
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 目標の達成状況の把握
- 基本計画の見直し

〈がん診療連携拠点病院等の全体像〉

◆都道府県がん診療連携協議会（都道府県協議会）

都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行う。

都道府県がん診療連携拠点病院(51か所)

- ・都道府県における中心
- ・都道府県下の拠点病院等のとりまとめ(研修実施、情報提供等)

都道府県がん診療連携拠点病院(特例型)(2か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療連携拠点病院(355か所)

- ・がん医療圏に原則1か所整備
- ・専門的ながん医療の提供・連携体制の整備

地域がん診療連携拠点病院(特例型)(24か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

特定領域がん診療連携拠点病院(1か所)

- ・特定のがんについて都道府県で最も多くの患者を診療

特定領域がん診療連携拠点病院(特例型)(なし)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

地域がん診療病院(47か所)

- ・がん診療連携拠点病院のないがんの医療圏に1か所整備
- ・グループ指定(隣接するがん診療連携拠点病院との連携)

地域がん診療病院(特例型)(6か所)
指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

国・厚生労働省

◆都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会（国協議会）

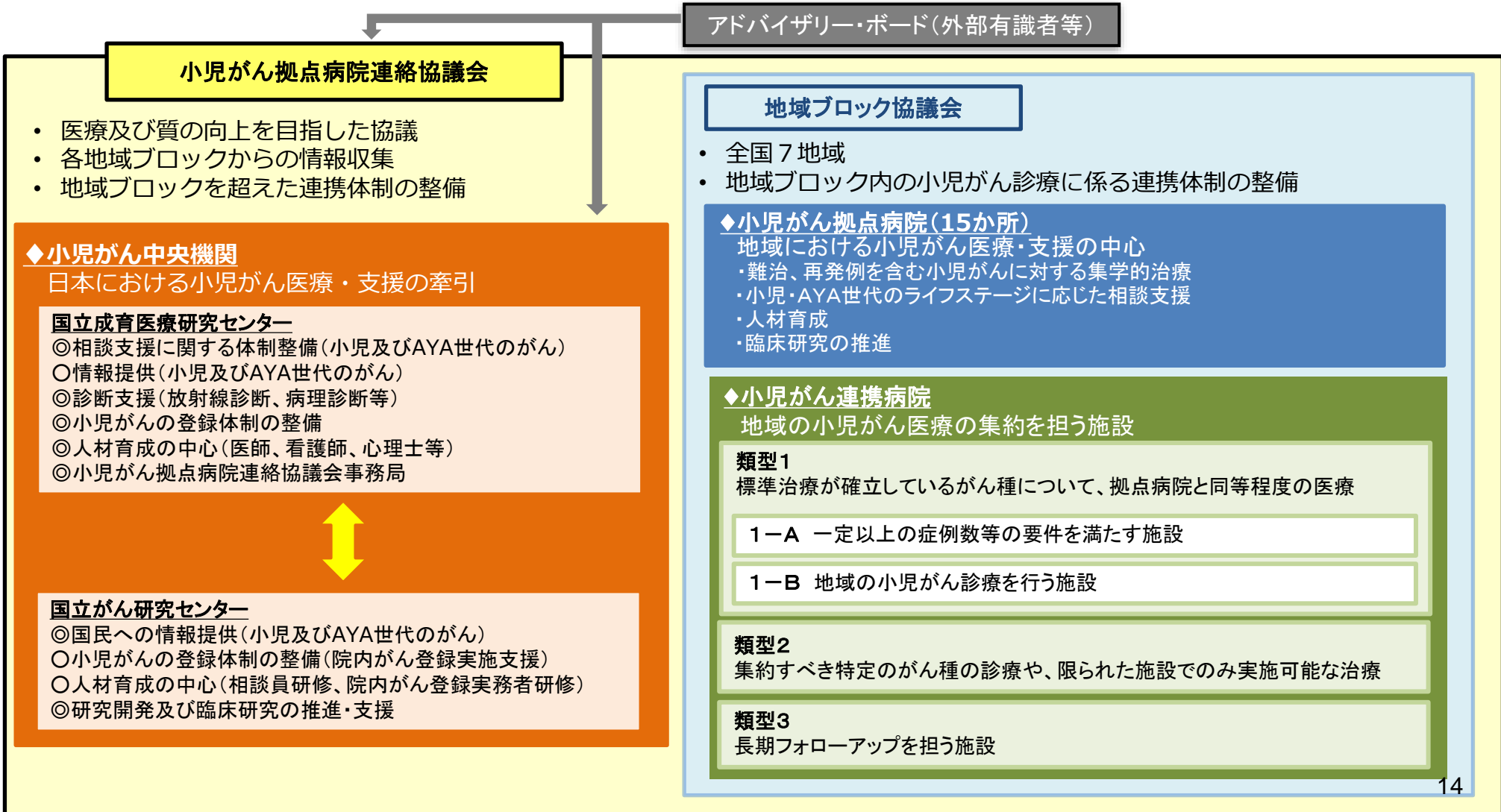
国立がん研究センターと都道府県がん診療連携拠点病院が連携し、情報収集、共有、評価、広報を行う。

国立がん研究センター(2か所)

- ・がん対策の中核的機関としてがん医療を牽引
- ・都道府県下のがん診療連携拠点病院等に対し、診療支援、情報提供、人材育成等の役割を担う
- ・我が国におけるがん診療等に関する情報を収集、分析、評価し、改善方策を検討した上で国に提言

小児がん拠点病院等の全体像（令和4年8月 整備指針）

- 「小児がん中央機関」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- 「小児がん拠点病院」は、指定の検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が指定する。
- 「小児がん連携病院」は、地域ブロック協議会の意見を踏まえ、小児がん拠点病院が指定する。
（「類型1-A」「類型1-B」「類型2」「類型3」の4類型ある。）



アドバイザー・ボード(外部有識者等)

小児がん拠点病院連絡協議会

- 医療及び質の向上を目指した協議
- 各地域ブロックからの情報収集
- 地域ブロックを超えた連携体制の整備

◆小児がん中央機関

日本における小児がん医療・支援の牽引

国立成育医療研究センター

- ◎相談支援に関する体制整備(小児及びAYA世代のがん)
- 情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- ◎診断支援(放射線診断、病理診断等)
- ◎小児がんの登録体制の整備
- ◎人材育成の中心(医師、看護師、心理士等)
- ◎小児がん拠点病院連絡協議会事務局



国立がん研究センター

- ◎国民への情報提供(小児及びAYA世代のがん)
- 小児がんの登録体制の整備(院内がん登録実務支援)
- 人材育成の中心(相談員研修、院内がん登録実務者研修)
- ◎研究開発及び臨床研究の推進・支援

地域ブロック協議会

- 全国7地域
- 地域ブロック内の小児がん診療に係る連携体制の整備

◆小児がん拠点病院(15か所)

地域における小児がん医療・支援の中心

- ・難治、再発例を含む小児がんに対する集学的治療
- ・小児・AYA世代のライフステージに応じた相談支援
- ・人材育成
- ・臨床研究の推進

◆小児がん連携病院

地域の小児がん医療の集約を担う施設

類型1

標準治療が確立しているがん種について、拠点病院と同等程度の医療

1-A 一定以上の症例数等の要件を満たす施設

1-B 地域の小児がん診療を行う施設

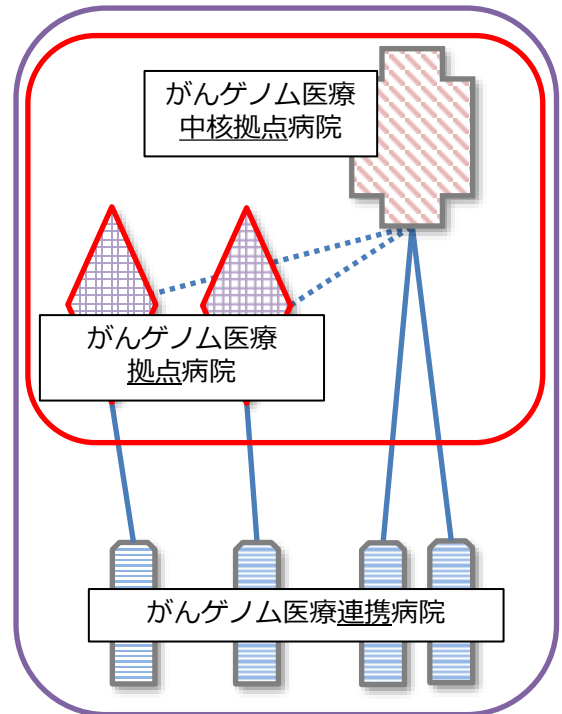
類型2

集約すべき特定のがん種の診療や、限られた施設でのみ実施可能な治療

類型3

長期フォローアップを担う施設

がんゲノム医療中核拠点病院等の全体像



がんゲノム中核拠点病院又は拠点病院が、がんゲノム医療連携病院を選定する。

	患者説明 (検査)	検体準備	シーケンス実施	エキスパートパネル	レポート作成	患者説明 (結果)	治療	研究開発	先進医療・治験	人材育成
	患者説明 検体準備	シーケ ンス実施	専門家 会議	レポー ト作成	患者説 明	治療	研究開 発	人材育 成		
中核 拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	必須	必須		
拠点	必須	外注可	必須	必須	必須	必須	連携	連携		
連携	必須	外注可	中核拠点あるい は拠点病院の会 議等に参加	必須	必須	必須	連携	連携		

- がんゲノム医療中核拠点病院 : 人材育成、診療支援、治験・先進医療主導、研究開発を担い、がんゲノム医療を牽引する。
- がんゲノム医療拠点病院 : がん遺伝子パネル検査の医学的解釈が自施設で完結できる医療機関。医療提供体制については中核拠点病院と同等。人材育成、治験・先進医療等については連携病院と同等。
- がんゲノム医療連携病院 : 中核拠点病院・拠点病院と連携してがん遺伝子パネル検査を実施する医療機関。

- がんゲノム医療提供体制においては、**中核拠点病院又は拠点病院**に連携病院が連携する。
- 人材育成、治験・先進医療などにおいては、**中核拠点病院**に拠点病院及び連携病院が連携する。

がん対策推進協議会

○がん対策基本法（平成18年法律第98号）（抄）

第四章 がん対策推進協議会

第二十四条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第十条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十五条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6～7

8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。